

令和4年度第2回大磯町個人情報保護制度運営審議会 会議録

日 時：令和4年9月22日（木）

午前10時00分から午後0時15分まで

場 所：大磯町役場本庁舎4階第2委員会室

出席者：審議会委員 安達和志会長 金子匡良副会長 笠間友博委員
事務局 佐野政策総務部長 総務課 宮崎課長 宮代係長
佐藤主任主事 山田主任主事

傍聴者 3人

内 容：

1 開会

2 諮問書手交

ア 町長挨拶

イ 諮問書手交

・審議会資料確認

※審議会規則第3条第1項の規定により、以後の議事進行は、安達会長
・委員全員の出席があり、審議会規則第3条第2項の規定により会議成立
・会議録の作成説明（要点筆記とし、発言者個人名を記載しない。）
・審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、会議を公開と決定

※傍聴者 3人

3 議題 個人情報保護に関する法律の改正に伴う大磯町個人情報の保護に関する条例（案）について

ア 概要説明

事務局より資料に基づき説明

イ 質疑応答

【会長】

まず、条例（案）第1条（趣旨）ですが、原案に対し、別紙に記載の案に差替えということでしょうか。

【事務局】

一般的な条文イメージが資料3にある形なのですが、現行条例が理念を記載

していますので、別紙4ページに記載の案に差替えたいと思います。

【会長】

別紙に載っている提案に差替えということです。質問等ありますでしょうか。

【委員 A】

現行条例よりだいぶシンプルになっており、公正で民主的な町政の「民主的」や「基本的人権の擁護」という文言が削られています。必要がないと考えた理由を教えてください。

【事務局】

法の施行条例であるという枠組みがあるので、法である程度理念が掲げられている部分は調整してもよいと思いましたが。現行条例に書いてあるもので、中でも議論があったのですが、公正で民主的な町政の推進というのは、情報公開の推進によって進むところではあると思うのですが、個人情報を守るところでは、町政の推進というよりは、行政運営をしっかりとやらないといけないところに寄与する部分ではないかということで、今回表現を変えてみました。

【委員 A】

「基本的人権の擁護」という言葉自体が削られているようですが、それはどうでしょうか。

【事務局】

法律との関係性も見た中で、表現としてはシンプルにまとめました。個人の権利利益の侵害の防止も当然図られなければいけないですし、町政の適正で公正な運営も確保されなければいけないというのを前面に出すという形でまとめました。

【会長】

元々、個人情報保護法の目的規定第1条は、個人の権利利益を保護するという文言が最後にあり、それ以外はデジタル社会における個人情報の利活用が中心です。第3条の基本理念に、「個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み」という文言があり、これが前提となってくるということでしょうが、現行条例第1条冒頭では、「個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることに鑑み」という文言から始まり、「個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な町政の推進に資すること」とあります。新法で踏まえている部分とはみ出ている部分がありますが、従来の条例で謳っているものは新条例にできるだけ組み込もうということですね。

提案では、「個人の権利利益の侵害の防止」と「町政の適正かつ公正な運営を図る」の2つだけ挙げられていますが、果たしてこれで現行条例の理念を十分に反映しているのでしょうか。

確かに民主的というのはむしろ情報公開制度を裏付けるというのが筋で、個

個人情報の方は人権や個人の尊重、プライバシー権等を確保するというのが主になります。「民主的な町政」を「町政の適正かつ公正な」としたことは理解できますが、「基本的人権の擁護」を抜いて「個人の権利利益の侵害の防止」だけを残す形で十分に反映できているのでしょうか。憲法 13 条の個人の尊重を背景にすることが望ましく、「基本的人権」を入れるかはともかく、「個人の尊重」といった文言を入れることが大事なのではないかと思います。

もう一つ、別紙 4 ページの「個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めることにより」だけですと、単に法律の施行条例となってしまいます。それ以外のプラス α も書いてあるので、「必要な事項その他の事項を定める」と広げた方が、より内容を反映していることになるのではないのでしょうか。

【事務局】

第 1 条ですが、今の「その他の事項を定める」という部分を加筆するということと、後段の「個人の権利利益の侵害の防止」のほか、「もって基本的人権の擁護」又は「個人の尊重」という部分を加えて、内容を厚くするよう調整したいと思います。

【会長】

では、こちらについてはご検討ください。

【事務局】

わかりました。

【会長】

第 2 条の定義について、ご質問等ありますか。

【委員】

質問・意見なし。

【会長】

では、第 3 条の個人情報取扱事務登録簿について、法律で定めた個人情報ファイル簿は 1,000 人以上のものであり、それに重ねて従来通り個人情報取扱事務登録簿を作成するということですが、1,000 人以上は両方あるということですか。

【事務局】

そうです。

【会長】

内容に関して齟齬は生じないのでしょうか。

【事務局】

登録簿については事務に着目した内容になっています。事務の中で 1,000 人以上の個人情報ファイルがあれば、ファイル簿として載ってきます。例えば登録簿に「固定資産税の課税事務」が載っていて、その事務の中で取り扱っている 1,000 人以上の個人情報ファイル簿は、課税台帳や名寄帳などがあり、この仕事

に対してこのファイル簿があるといった関係性です。仕事に対する台帳と、仕事によって取り扱っている名簿に対する台帳であり、齟齬は起きずに連携ができて良いと考えています。

【会長】

仮に登録簿の記載内容を変更する、廃止となった場合、ファイル簿に連動するのですか。

【事務局】

業務がなくなれば名簿もなくなると思いますので、登録簿が廃止になればファイル簿もなくなると考えています。

【会長】

ファイル簿としては残っていますよね。

【事務局】

保存年限を過ぎるまではあります。

【会長】

記載内容を変更する場合、登録簿の修正はファイル簿にも影響するのでしょうか。

【事務局】

条件にもよりますが、事務の名称や記録の内容、所管課の変更等についても反映されます。

【会長】

自動的に変更されるのか、その度にチェックが必要なのですか。

【事務局】

システムで運用することを考えています。現在、登録簿をシステムで管理しており、登録された事務に紐付けしてファイル簿の方を連携していく形となります。各課に対して依頼するときは、双方合わせてチェックをお願いすることを想定しています。

【会長】

人的作業なので、見落としなどあるかと感じました。

【事務局】

所管課としては登録簿からファイル簿に画面展開して確認できますので、登録簿だけの作業、ファイル簿だけの作業にはならず、漏れはないかと思います。

【会長】

選択肢としては、1,000人以上はファイル簿とし、1,000人未満は登録簿にするという仕分けもあるかと思いました。両方作ることに何らかのメリットはあるのでしょうか。

【事務局】

規模の大きい自治体と違い、自治体の規模が小さいと1,000人未満の名簿や

ファイルを扱う業務の方が多くなると思います。1,000人未満しか扱っていない場合、ファイル簿は作らないとなっているので、その業務だけ登録簿を作るとなると、逆にわかりにくいと感じます。1,000人を超えたら名簿のリストを作る。1,000人を超えなかったら事務の取扱簿をつくるとなると、業務についてのまとめと、名簿についてのまとめという考え方がわかりにくくなってしまいます。業務は既に登録簿ができていますので、それを使いながら、どの業務に1,000人以上の名簿があるというように作っていけば、国の要請にも応えられ、担当課としてもわかりやすいと考えます。

【会長】

事務的に支障がない形で選択されるならば、大丈夫です。仮に全てファイル簿を作れば登録簿は実務上いらないのですが、法律では1,000人が基準なので、そういう分け方もあるかと思いましたが、適宜選択いただければよろしいかと。

【委員 A】

ファイル簿や登録簿のイメージがわかりにくいのですが、個人情報そのものが登録されるというより、この個人情報がどこにあるかというのを示したものでしょうか。

【事務局】

登録簿は、〇〇という業務で取り扱う個人情報は氏名・住所・生年月日というような、仕事に対してのプロフィールのようなものです。例えば税金の話であれば、土地の値段というようなプロフィールが書いてあります。ファイル簿の場合は名簿に着目しているので、その名簿にどういう個人情報が載っているか、氏名・住所・生年月日など、どういう情報が書いてあるか、名簿に対してのプロフィールのようになっています。個人の名前そのものが書かれているわけではありません。

【委員 A】

1,000人以上に関わるところの個人情報開示請求があった場合は、何か2つの所にアクセスしないといけないわけではなく、情報としては1つなのですよね。こちらの登録簿とこちらのファイル簿に紐づいているというようなことですか。

【事務局】

そうです。

【会長】

細かいところですが、条例（案）第3条の個人情報を取り扱う事務の括弧書きの中に、「個人情報が記録された行政情報を使用する事務」とありますが、「行政情報」の定義がどこかにあるのでしょうか。法律には特に定義はないですね。

【事務局】

現行条例の第2条第4号の定義していたものを指しているのです、今回はこちら

らを含めて引用はしていなかったところです。

【会長】

「行政情報」の言葉は情報公開条例でも使っていますか。

【事務局】

使っています。

【会長】

情報公開条例にも載っているのであれば、個人情報の方でも同様に定義の規定が必要となります。

【事務局】

第2条か、もしくは第3条の中で定義するかどうか。我々も状況を確認した中で検討していきたい。

【会長】

「行政情報」は2箇所ありますので、定義をして使うか、違う言葉に変えるか検討していただきたい。

【委員 A】

国の条文イメージはこういう言葉だと定義しているものは無いのですか。無いのだとするならば、「行政情報」という言葉を使うかは別にして、条例でこういうものだと限定してしまうことに問題点は生じないのでしょうか。

【事務局】

法律の方で登録簿については義務付けされていないので、旧来の登録簿の定義を条例にそのまま使わせてもらう形で、現行条例の「行政情報」という言葉を使うことは問題ないと思います。

【会長】

国の方では、単に個人情報を取り扱う事務(以下、個人情報取扱事務)とあり、行政情報と言わずにすむ表現ですね。

【事務局】

文言の整理について検討します。

【会長】

第3条の第4項に「町の機関は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく、登録した事項を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該事項について意見を述べることができる。」とありますが、いきなり審議会となっています。現行条例だと登録簿の前の条に審議会が出てきて、大磯町個人情報保護制度運営審議会であることを定めています。

【事務局】

現行条例を引用したときに抜けてしまっているのが、訂正したいと思う。

【会長】

現行条例第6条の取扱い制限の条文に、大磯町個人情報保護制度運営審議会

(以下「審議会」という。)があり、その後は「審議会」が使えますが、新条例だとこの第3条に初めて出てきます。新条例だと第15条に審議会の定義があるので、「第15条に規定する個人情報保護制度運営審議会」と書いておけば問題はありません。第5項を含め3箇所出てきますが、第3条のところで(以下「審議会」という。)としてしまうと良くないので、正式名称は第15条のところで規定し、第3条では後で規定するという形で定めた方が良いでしょう。

【委員 B】

第3条第3号に個人情報取扱事務を所管する組織の名称とあるのですが、この組織と町の機関とは別になるのでしょうか。教育委員会とか農業委員会等があるのですが。

【事務局】

所管の課名になります。

【委員 B】

町の機関のさらに下の組織ということですね。感覚としては組織があつて名称がくるように、組織名が一番冒頭にくるのかと思ったのですが。

【事務局】

まとめ方のところで、例えば「固定資産税課税事務」が事務の名称としてあり、固定資産の適正な課税を行うことが目的、所管課が税務課といった形です。仕事に対してのプロフィールなので、こういう仕事があつて、何の目的のためにどこの所管課がやっていて、どういう個人情報があるという風な建てつけです。並びとしては仕事の名前が冒頭に来ます。

【委員 B】

ファイリングは組織別になるのでしょうか。

【事務局】

ファイリングは組織別にします。総務課を開くと総務課が扱っている事務があり、1枚ずつのプロフィールを開くと何のためにどういう情報を扱っているというのがあります。

【会長】

現行条例と同じということですね。

【事務局】

現行どおり変更していません。

【会長】

国の方にも個人情報ファイルに「組織の名称」という言葉があるので、齟齬はないと思います。

では第4条の開示請求の手続はどうでしょうか。開示請求書に記載すべき事項ということで、特に問題はないと思いますが、よろしいですか。

【委員】

特に問題なし。

【会長】

では、第5条の開示決定等の期限に関する特例ということで、法第83条に規定される開示決定期限について、現行条例と同様の期限とする趣旨ですが、いかがですか。

開示決定の期限に関する特例ですが、この条文は法務文書的には間違いのない性格のものでしょうけど、町民目線から見たらさっぱりわからないと思います。わかりやすくするためには、法律の条文の中の日数の数字だけ埋め込んで書く方が良いかと思います。これでは法律と照らし合わせないと理解できないと思います。法律第83条から引き抜いて、日数だけ変えるほうがはるかにわかりやすいと思うのですが、いかがですか。また、開示請求する町民から見たら、わかりにくいのは困ると思いますので、読み替え規定でない方が望ましいと思います。

【事務局】

補足の説明をしたいのですが、当初の開示決定期限と延長期限について含めて示した条例の骨子案を、送付しました資料のとおりパブコメの実施をしております。その結果として資料4にまとめておりますが、特にご意見はありませんでした。

【会長】

決定期限に対して現行どおりということについて、特に意見はなかったということですね。

【事務局】

大部分は日数をわかりやすく、記載するということで対応したいと思います。

【会長】

法第83条と第84条の期限の延長の特例を一括して書いてあるというのもあってわかりにくく感じます。

【委員 A】

そもそもどうしてこの形になったのですか。

【事務局】

条例改正にあたって専門の業者からも情報提供を受けており、その中でそれを採用したためこの形となりました。

【会長】

立法技術としては間違いではなく、国の立法技術としては普通にやっていることなのですが、それは立法者側の都合であり、自治体の条例は町民が見るので、わかりやすさという視点を持ってよいかと思います。

【事務局】

法第83条・第84条に沿って日数を変えて対応していきたいと思います。

【会長】

第 6 条の開示請求に係る手数料等について、意見やご質問等ございますか。

【委員】

意見・質問なし。

【会長】

では、第 7 条・第 8 条の訂正請求手続と利用停止請求手続について、こちらは先ほどの開示請求の手続と同じということで、よろしいですか。

【委員】

異議なし。

【会長】

第 9 条の審査会の設置及び組織についてです。見出しについて、「個人情報保護審査会の設置及び組織」とした方が良いと思います。他にご意見等はございますか。

【委員】

意見なし。

【会長】

こちらは現行条例どおりの規定ですか。

【事務局】

現行条例の規定に沿って新条例にも規定しています。

【会長】

続いて、第 10 条の審査請求についての調査審議の手続における定義についてですが、諮問庁に関する定義と保有個人情報に関する定義が規定されていますが、よろしいですか。

【委員】

異議なし。

【会長】

第 11 条の審査会の調査権限、第 12 条の委員による調査手続についていかがですか。このあたりはモデル条例に沿って書かれています。

【委員】

異議なし。

【会長】

続いて、第 13 条の提出資料の写しの送付等について、いかがですか。これも一般の町民の方が見てもわからないと思いますが、資料 3 の解説と新条例（案）の対比を見ますと、行政不服審査法（以下「行服法」とする。）の条文をそのまま準用すると、諮問庁から主張書面や資料の提出があった時に、審査請求人が閲覧と写しの交付を求めた時となっています。対して、新条例（案）の方は、行服法を使わずに、このような主張書面等の提出があった場合、求めがなくても

必ず審査請求人に写しを送付することとしています。逆に審査請求人から提出があった場合も、求めにかかわらず、諮問庁に送付することと規定したいというものです。ただ非常にわかりにくいので、何とかならないでしょうか。

【事務局】

国の条文イメージを崩すことには不安があります。

【委員 B】

二重括弧があるのがわかりにくいです。

【会長】

〇〇の規定による〇〇を読み替えての規定をなくしてしまえばいいのではないのでしょうか。行服法の元の条文を生かし、拾ってきて移し替えた方がよいのではないのでしょうか。要するに、審査関係人から主張書面等の提出があった場合は、その写しを他の審査請求人に送付するということが分かるように書く方がよいのではないのでしょうか。分かりやすい表現に変えてはいかがですか。

【事務局】

例えばシンプルに、行服法から引用するのも無くして、審査関係人から提出があった場合は、相手方に写しを送付することとし、次の項に前項の行服法は準用しないという風に書いてしまうか。

【事務局】

こちらの都合にはなってしまうのですが、準用規定について上位法令の条文と同じ書き方で規定してしまっていると、上位法令の改正があった場合に、こちらでも改正の必要が出てしまいます。ただ、国の法律の改正や、条項ずれが生じた場合は同じく改正が必要ということもあるので、内部で調整したいと思いません。

【会長】

第 14 条の方で行服法の準用の規定とあります。そこで行服法第 74 条でいう資料の交付の請求というのが控えているので、そこで重複するものの代わりに第 13 条があります。

【事務局】

ごくシンプルに、資料の提出があった場合に他の審査関係人等に送付するというのが一番言いたいので、それをそのまま書くか。その場合の資料や提出書面は何によるものなのか、その定義づけが大事になるので、そこをどう簡単にできるか。何条と言わず行服法でいうところの、というくらいにするか。わかりやすい形にまとめるよう調整します。

【会長】

ここだけを見てわかるようにしないと、いちいち行服法も見ないといけなくなると、普通の人には中々見ないと思う。「審査請求人等から資料の提出があった時は」など、シンプルにするといいかもしれないですね。

続いて第 14 条ですが、行服法の準用について、これは少しわかりにくいですが、これ以上ばらせないので仕方がないですね。

【会長】

第 15 条の審議会ですが、見出しは（個人情報保護制度運営審議会）と変えた方が良いでしょう。そして、大磯町個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）とあり、ここでようやく「審議会」が使えるわけですね。町の機関だけでなく議長も諮問できるという趣旨が書かれています。何かご意見等ありますでしょうか。

私の方から、町の機関と議長が審議会に諮問できる事項として 4 つ挙げられており、第 1 号がこの条例の改廃、第 2 号は法第 66 条の規定に基づくとき、第 3 号は町の機関における…となっています。第 4 号にその他法第 3 章第 3 節とありますが、これだと議会が入らず、議長からの諮問が審議できないことになりませんか。第 2 項の主語は町の機関及び議長とあるのですが、諮問できる事項の中に議会が入っていないと思います。

【事務局】

第 4 号の「その他法第 3 章 3 節の施策を講ずる場合」ですが、ガイドラインより、法第 3 章は議会を含むとありますので、議会からの諮問は基本的に第 4 号でみると考えます。

【会長】

第 3 章第 3 節は 3 箇条あり、そのうち第 13 条は事業者関係ですし、第 14 条は事業者に対する苦情とあっせん関係ないので、関係しそうなのは第 12 条第 1 項のみであり、「その機関が保有する個人情報の適正な取り扱いが確保されるよう必要な措置を講ずる」とだけあり、これだけで対応するのは難しいと思います。その他に問題は 2 つあり、単純な条文法ですが、第 4 号に「その他法第 3 章第 3 節の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取り扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるとき」とあるのですが、この個人情報の適切な取り扱いというのは第 2 項柱書きに既に書いてあり、二重になっているため、第 4 号の後半は不要と考えます。単純に、「その他法 3 章 3 節の施策を講ずる場合」だけで良いでしょう。

その上で、この 4 項目に限定してしまうと、少し自己限定しすぎだと感じます。第 1 号に条例の改正・廃止の場合と、第 2 号は安全管理措置の基準を定める場合についてであり、安全管理措置と書いた方がいいと思います。第 3 号は運用上の細則を定める場合、第 4 号は第 3 章 3 節の施策を講ずる場合という抽象的なものになります。実際に諮問するかどうかは運用上の問題ですが、もう少し所管課の方でこれは特に審議会に聴いてみたいというのがあれば、意見を聴けるようにしておく受け皿として、例えば第 5 号に「その他、町の機関または議長が特に必要であると認める場合」と入れておくと、結構自由に使えます。それ

位入れておいた方が、これから実際運用していく上で、審議会を使いたい、聴いてみたい時にあまり窮屈にならずに済むと思うのですが、いかがですか。

【事務局】

元々審議会に諮ることができることというのが、基本的には法第 129 条に照らして、町の中で決めるというのが書いてあり、あまり要件的なことを条文に書いてしまうのは難しいのではないかと考えています。

【会長】

それはわかっています。法律の条文上は、「第 3 章第 3 節の施策を講ずる場合その他の場合において」と書いてあります。その他もよいのです。ただ、Q&A には、個別事案について典型的に審議会への諮問を義務付けることはできないとあります。そうだとすると、所管課の方で特に諮問が必要と考えた場合は諮問できるのです。必ず諮問すると義務付けるのはだめですが、特に必要がある場合はできるのです。そういう場合の受け皿として設ける必要があると考えます。

【事務局】

それは、第 4 号の第 129 条の範囲としてやるというのはできるのではないのでしょうか。

【会長】

法第 3 章第 3 節は施策を講ずるとあるので、そうではなくて、個別の事案における判断についてです。個別事案について判断に迷うこともあると思います。全くの前例がない新しい事業について、審議会に聴いておきたいことはあり得る。その受け皿を 5 号として作っておけば安心です。作っておかないと、判断に迷う時、諮問できなくなってしまう、審議会の活用の仕方として、問題を残すのではないのでしょうか。

【事務局】

議会も今回条例を作ることになりますが、町や議会が条例改正を行う際に、第 5 号があれば議会も諮問できるということでしょうか。それとも、法第 3 章第 3 節の範疇で議会条例を見れるのでしょうか。

【会長】

第 3 章第 3 節は具体的に法第 12 条第 1 項のことであり、あくまで「施策」について適切な措置を講ずるとだけあります。条例については町の施策にあたる可能性があります。個別の事案についてどうするか。新しい事業を開始するという場合にどうするか、「施策」としては読み込みにくいものもあるでしょう。判断を独自で行うのが難しい場合に、審議会のお墨付きが欲しいということもありますよね。そこは違法ではないので、町として自主的に決めただければよろしいかと思っています。

【事務局】

新条例ができた後も、審議会のお話をいただきたい気持ちは町としてはあったのですが、国の書類を読むと、かなり締めつけというか、統一的にしていこうというのがありました。その中で、許容範囲の中で審議会を残していこうというのがあり、表現については預からせていただき、他市町村の状況も参考にしつつ、最終的な判断をしていきたいと思えます。

【会長】

そこはご検討ください。場合によっては第4号に組み込んで、「法第3章第3節の施策を講ずる場合その他」としてしまうのも良いかもしれません。

その他、第16条、第17条、附則や全体を通していかがでしょうか。

【委員 B】

内容とは関係ないのですが、資料の文体は和文タイプ時代の字の並びに感じまして、例えば第15条第6項は、「る」が切れて下にいってます。日本語は「定める」、「定めない」等最後の表記で変わってしまい、そこが動く読みづらい文章になるので、編集で字の間を詰める等、どうにかできたらと思えました。実際に二桁以上の数字は半角になっており、既に並びがずれているので、そういう所を詰めていくのは問題ないかと思えます。

また、第13条のところでもわかりづらいとありましたが、括弧を読まないで書いたらわかりやすいかと思えました。括弧の中のフォントを小さい文字にする等、そのような書き方が許されるのかもありますが、そうするとわかりやすいかもしれません。あと、長い文章の方には句点がない傾向があることや、第15条の審議会の方で使っている括弧と、文章の中で使っている括弧が同じこともわかりづらいですが、そこを変えるとわかりやすいかと思えます。文章の書き方もあると思えますが、感想です。

【会長】

文書作成ソフトの設定で、できるものがありますね。最近の六法も括弧書きのところはわかりやすくするために網掛けにしてあったりもします。

その他ご質問やご意見はありますか。

【委員】

質問・意見なし。

【会長】

それでは、全体についての審議は以上として、諮問事項として、何箇所かご検討いただく部分もありますが、それ以外は特に問題ないとして、答申をさせていただきます。答申とする際は、検討の結果をまとめていただいて、中身に反映させるようお願いいたします。

【事務局】

最後に、条例要配慮個人情報についてですが、性的少数者の話など、条例での位置づけを考えるべきか否かについて、一般質問でも議論に挙がったりもしま

した。別紙の1項目目で述べている町の考え方としては、条例要配慮個人情報を、条例に規定する必要性は現状ないという整理でいこうと思うのですが、このあたりについてはいかがですか。

【会長】

大磯町ではパートナーシップ宣誓制度はありますか。

【事務局】

あります。

【会長】

その根拠は要綱ですか。条例ではないですか。

【事務局】

要綱です。

【会長】

他の自治体でも議論があったのですが、条例化している場合は盛り込んだ方がいいと思いますが、要綱であって、条例でないものを個人情報保護条例で条例化するというのは、考え方としては整合的ではないような感じがします。条例化した段階で、要配慮個人情報としても条例化するというのはありえますが。現行、そこまでいっていないとすると、位置づけとしては試行的な取組中と判断することができます。ただ、別紙3ページにある申請時の提出書類のところで、本人がLGBTであるということの申し出や証明等の個人情報を収集するわけではないというのがありますが、申請している時点で個人情報を保有していることになります。

【事務局】

難しいところですが、申請の時点では、本人が性的少数者であることの証明を町は問うておらず、パートナーシップ宣言の制度を利用したとしても、全ての方が性的少数者であるとは限らないです。

【委員 A】

必ずしもそうとは言えないですけど、強く推認されることになるので、それはかなりセンシティブな情報で、誰が申請したか町は持っているわけですので、本当にここに書いた通りなのかなと感じます。

【事務局】

条例要配慮個人情報ではないからぞんざいに扱っていいというわけでは当然なく、すべからく個人情報は慎重に扱わなければいけないというのがベースにある中で、地域的な特性として、性的少数者や生活保護の受給者を町の条例で要配慮とするのは、現状、我々としてはやるべきではないかなと考えています。

【会長】

地域特性をどういう風に判断するかにもよりますね。

【事務局】

そもそも地域の特性で判断する事情ではないんだろうとも思っています。

【会長】

自治体が重点的に力を入れて取り組んでいる事業に関わる要配慮個人情報や、確実にその地域で起こっている問題の場合は必要とも考えられる。

【事務局】

先ほどのパートナーシップも、条例化されている自治体は、色々と市民の皆様の動きもあった上で条例化の判断をされているんだと思います。今のところ大磯町では、強い要望があって制度が始まったというより、県内近隣の自治体の動きを見た中で始まったものでした。町民の皆様の中でも、なんとなく大磯町ってそういう話を耳にするよね、という段階になれば、いわゆる地域性を重んじて条例化することもありかと思いますが、現状では、大磯町レベルは国に倣う形でも、議会も含めて理解は得られるかと考えています。

【会長】

回答としては、もし入れるのであれば、パートナーシップの条例化を先行した方が良いかと思えます。

【事務局】

わかりました。

【会長】

では、本日の審議の内容を含めて、答申案の作成をお願いいたします。委員の皆様もご確認いただき、修正等のご意見あればお願いいたします。

4 その他

- ・ 答申作成について確認のお願い
- ・ 事務局から次回の予定について連絡

5 閉会